国際結婚を考える会｜会報誌第5号｜2021年10月31日発行

JAIF

国際結婚を考える会

Japan Association of Intercultural Families

会報誌第5号　www.kokusaikazoku.com/

【特集】『国際家族の老後と相続』

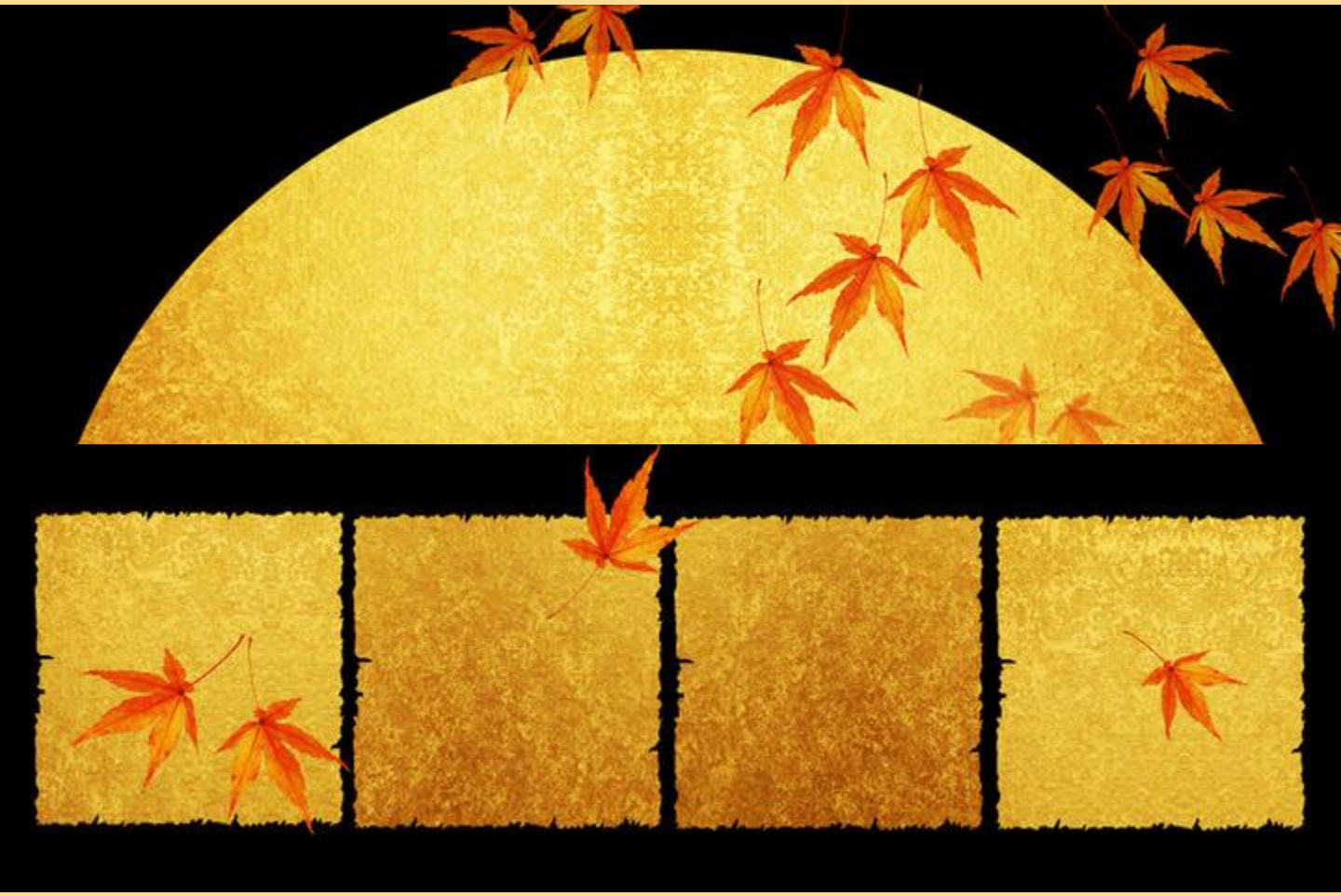

「国際家族の場合、適用される法律そして文化背景の違いが大きくかかわる」― 5人の体験談と弁護士アドバイス

Copyright (c) 2021 国際結婚を考える会(JAIF) All Rights Reserved

Page	CONTENTS
	【特集】『国際家族の老後と相続』

3	● 米国人夫の介護体験と相続の困難さ	中村　美佐保
7	● 生前に「遺言書」を書いておくこと	Y.C
11	● 国際夫婦の行末は？	K. M. T
14	● 片足半分の移住	匿名
17	● 若年性アルツハイマー病（別名LONG GOODBYE）の母から学んだこと	メリー・香織・村尾
21	皆さんの寄稿文に寄せて～相続を中心に～	A　弁護士
24	Culture Crossing　Book & Movie	
28	イベント報告｜次号予告｜編集後記	

米国人夫の介護体験と相続の困難さ

中村　美佐保（会員）東京在住

介護保険を利用する立場になって

私の夫はアメリカ人ですが、知り合ったのが日本だったので、アメリカに住んだことはありません。来日当時から、サラリーマンでしたので健康保険にも入っており、その後自営になってからは国民健康保険に入りました。そのうち、介護保険というものが整備され、当然自動的に入ることになりました。当初はお金ばかり取られてと、腹立たしい思いもありましたが、実際に利用する立場になったらどんなに助かったか分かりませんでした。

糖尿病に立ち向かう

夫はかなり太り気味ではありましたが、私の身内に糖尿病患者はいませんでしたので、何にも気にせずにいました。ところが結婚して10年もたたないうちに歩くのが遅くなり、もしかしたらと、近所の医者に連れて行きました。すると血糖値が400くらいあったようで、のちにその医者から、検査センターから問い合わせの電話があったということを聞きました。本人は治療を受ける気は全くなく、「とりあえず毎月検査だけ受けたい」と半年ほど通いました。当然血糖値の改善などあり得ず、これでやっと専門医に行く気になったようです。

当時、東京女子医大に糖尿病センターというものが出来たという話を聞いていましたので、そこへの紹介状を書いてもらい、新宿区若松町の女子医大へ行きました。ところがセンターと名はついても専門医がたくさんいるわけではなく、待合室は立錐の余地がないというほど人があふれていました。散々待たされた挙句、当時のセンター長だった大森先生にお会いし、さっそく教育入院をと言われました。ところが院内には空きがなく、関連病院を紹介するということで１週間ばかり待たされ、荻窪にある病院に行くことになりました。

米国人夫の介護体験と相続の困難さ

中村　美佐保（会員）東京在住

介護認定の手続きが早められて

もっと早くから治療を開始すればよかったのでしょうが、両親ともに糖尿病であり、白衣恐怖症の夫はなかなかそれを認めたくなかったのかもしれません。

ほとんどの人がなるという網膜症から、足の壊疽、歯周病など、病気のデパートのようになった体はとうとう脳梗塞を起こしてしまいました。一度目は気付くのが早くほぼ元通りで退院できましたが、足の小さな傷から壊疽を起こし、緊急入院となった時、点滴の最中にまた脳梗塞を起こしてしまいました。二度目とあって利き腕である左が不自由になってしまいましたが、退院してパソコンをいじっているうちに元通りとはいかないまでも左手は何とか箸が持てるくらいまで回復しました。

とはいっても、あちこちトラブルを抱えた身体。病院通いは欠かせず、私もついていくので、彼のノンビリペースの足では私が疲れてしまい、どうしたものかと思っていたら、65歳からしか使えないと思っていた介護保険は、指定された10ばかりの病気（脳梗塞も入っていた）のあった人は早めに使えることを知り、区役所に介護認定の手続きをしました。

最初がどのくらいの評価だったのか忘れましたが、介護2くらいだったのだろうと思います。介護3からは文句なく車椅子が使えるのですが、介護2の場合は医師が認めれば使えるそうで、早速車椅子を借りることにしました。一番安いタイプで月3,000円が一割の300円で借りられます。また、介護保険で、ショートステイも利用できるので、時々お世話になっていました。

透析が必要になり長期入院へ

ある雨降りの日、病院内の駐車場で転んでしまった夫は、何と大腿骨骨折をしてしまい、救急車で搬送されましたが、手術はすぐ行われず、三日ほど後になってしまいました。手術後２か月以内なら、リハビリ病院に転院できるそうですが、ギリギリでなんとか見つかり、それもめいっぱい入院して（ほぼ３か月）家に戻ってきました。退院してきたときは、門・玄関脇・玄関・居間・トイレに介護保険で手すりを付け、介護用ベッド一式を借りました。

米国人夫の介護体験と相続の困難さ

中村　美佐保（会員）東京在住

そんなことをしているうちに、とうとう腎臓も悪くなり、ついに透析をしなければならなくなりました。透析にはシャントという血管同士をくっつける手術が必要で、検査の結果、３本ある心臓の動脈のうち、１本は使えず１本はかろうじて通っているだけ、まともなのは１本しかなかったのです。せめて使えるのが２本はなければ透析は出来ないということで、血管にステントを入れる手術をした後、ようやくシャントの手術になりました。

手術をした病院へ通うのは大変なので、送迎付きの透析病院を探したところ近所にあり、うまく空きがあったので入れてもらいました。その後、夏場エアコンを入れていたのに熱中症になり、そのほぼ１か月後も熱中症で救急搬送。透析は寝たまま行うため楽なように思いますが、先生によると、マラソンで全力疾走をしているくらい心臓は働くので、とても疲れるのだそうです。病院ではこのままでは家でみられないだろうと、透析で長期入院できるところを紹介してくれました。

特養に移転後半年程度ですっかり弱り、そして「専用の雲」に…

ところが紹介されたのは、埼玉県ふじみ野市。駅からは病院の送迎バスしかないところでした。しかも入れたのはメディカルホームで、病院の敷地内にあるいわばアパートのようなところ。どんな感じかというと、要介護者用のホテルというと分かりやすいかもしれません。透析をしている人は部屋代の割引があり、食事付きで月平均で13万円くらい。透析がない人だと、部屋代が月３０万円くらいかかってしまうらしいです。病院ではないので介護保険も使えます。そこで空いた時間にリハビリもお願いし、道路反対側の同経営者のリハビリ施設にも通っていました。

そこにほぼ１年住んでいましたが、特別養護施設の空きが出たとのことで、同経営者の特養に移ることになりました。ここは誰でも一人一部屋。その割に経費は安く、メディカルホームより１万円くらい少なくて済みましたが、介護施設なのでリハビリ施設の利用はできませんでした。前は自分で車いすに乗りトイレへも行けたのに、半年しかいない間に体はすっかり弱り、2019年の10月に突然亡くなってしまいました。77歳でした。

米国人夫の介護体験と相続の困難さ

中村　美佐保（会員）東京在住

葬儀は東京でするつもりでしたが、結局施設に出入りしていた業者に頼み、埼玉で行うことにしました。ところがやっと取れた葬儀場は三日後で、しかも台風が日本に向けて迫って来るという大変な日でした。生前から「僕の専用雲がある」なんて言っていた夫にはふさわしい感じもしましたが、最後は台風なんて、なんてお騒がせな人でしょう。

「子供がいない場合は４分の３が妻のもの、残りは被相続人の親または兄弟のもの」

葬儀が済んだら今度は相続。以前、『国際結婚ハンドブック』の出版にもかかわっていたので、夫の本国法によることは知っていましたが、アメリカは州ごとに法律が違います。区の無料相談で分かったのですが、幸いニューヨーク州のものは日本語訳もあるとかで、ネットで見ると、「子供がない場合はすべて妻のもの、ただし、不動産については不動産のある地の法律」ということがわかりました。一瞬喜んだものの、日本法によると、「子供がいない場合は、４分の３が妻のもの、残りは被相続人の親または兄弟のもの」ということになります。

ところが、彼の両親は他界しており、兄弟も３人いるのですが、一人は行方不明、一人は脳梗塞という連絡があったきりで、何の音沙汰もありません。残る一人が頼りなのですが、色々調べていくと、関係者すべての書類がそろわないと不動産登記の名義変更が出来ず、結局我が家は永遠に夫名義のままになりそうです。でも、固定資産税をきちんと払っていれば家に住むこと自体は問題はなさそうですが、これはこのことに詳しい人からちゃんとした情報をもらわなければなりませんね。

いずれにせよ、日本で生活していたおかげで、健康保険にせよ、介護保険にせよ、アメリカではもっと費用が掛かり、ここまで彼は生きていられなかったかもしれません。それを思うと日本にいてよかったと思います。

生前に「遺言書」を書いておくこと

Y.C（会員）

夫の名前が次々と消されていく失望感

48年近く連れ添った夫が亡くなって１年８カ月が過ぎた。

夫の死の直後から想定以上の出来事が目まぐるしく起きて、精神的にも肉体的にもとても辛い月日が過ぎた。外国人配偶者が日本で亡くなった後、様々な手続きだけでも残された者にかなりの負担があることだと実感した。私のケースはそれでも問題は少なかった方だと思う。夫の遺したものは現在の住まいと預貯金だけだし、家族間では何のトラブルも起きていないから…。

我が家では結婚以来、夫がお金の管理をしていた。二人とも文無しで結婚したので本当に「ゼロからのスタート」。夫はとにかく寝る間も惜しんで働いたし、時代がバブルに入る頃で仕事をすればお金になった。２人の子どもにも恵まれ、結婚して10年で自分たちの家も手に入れた。堅実な夫はお金が少しでも溜まると銀行や証券会社に預けて、決して家族に贅沢はさせてくれず、夫婦喧嘩の大半は「お金の使い方」が原因だった。

突然の彼の死に呆然とするばかりだったが、様々な事務手続きに追われ、夫の名前が次々に消されていくことに、私はかなり落ち込んでしまった。その上私は我が家の財産がどれだけあるのか全く把握しておらず、定期的に来ていた銀行の人から、相続は死後10ヵ月以内に手続きを終え相続税を払わなければ、バカ高い延滞税を取られると聞かされ仰天した。そして子ども達とも相談して税理士に依頼することにした。しかし税理士に渡す資料づくりはすべて私たちがやらなければならず、これにはかなり手こずった…。

生前に「遺言書」を書いておくこと

Y.C（会員）

煩雑な相続手続きに向き合う

書斎にある銀行やら証券会社からのさまざまな書類、生命保険やら個人年金、不動産関係の書類など、引っ張り出して見てもチンプンカンプン！　生保会社には死亡保険金の請求をし、金融機関には残高証明を出してもらい、これによって夫の遺した財産が大体把握でき、その次は控除対象となる支出も資料を揃えて税理士に渡さなければならない。それからが本格的な相続の手続きとなる。

慣れない作業で頭が痛くなるような日々だったが、幸いに近くに住む娘が自分の仕事を終え1歳の子どもを寝かしつけた後、我が家に通って来てくれ、相談しながら作業を進められた。昼間に私が金融機関等に電話して、夫名義のものの相続の手続きに何が必要かを確認し、必要な公的証明書類を集め、それを娘が整理し書類を整え税理士に渡すという分業ができて本当に助かった。

生保会社の手続きは死亡を確認する書類を揃え、保険金を受け取る者の公的な証明を出すだけで、比較的簡単にできた。問題は預貯金や投資信託などの相続手続きでこれだけで半年以上の時間がかかった。

金融機関要請「戸籍制度がないという証明」の意味は？

夫の国と日本との協定で、相続手続きは日本の法律下で行われるということで、金融機関からは、まず死亡を証明する書類と被相続人（夫）と相続人（私たち親子）の戸籍謄本・実印＆印鑑証明などを要求された。

夫の国には日本的な戸籍制度がないので戸籍謄本に該当する書類はない。その旨を伝えると「戸籍制度がないという証明」を、本国なり大使館からもらってください」と？？？　念のため大使館に電話して聞いてみたが、そんな証明書はないので出せないとのこと。そうだよねと思いながら銀行へ伝えると、何か別の証明がないかと食い下がる。「何のために必要なのか」と問うても漠然と家族関係の確認ですと…。

あちらは私だけが相手、でもこちらは複数の金融機関へそれぞれその報告をしなければならない。何回もやり取りをするうちに私がブチ切れてしまった。

生前に「遺言書」を書いておくこと

Y.C（会員）

「お宅では夫のような永住外国人の相続を扱ったことは今までなかったのですか？」　「このお金はそもそも誰のものなんですか？」　「私にはこれ以上のことはできない！どうしても必要ならあなた方が何を望むかを文書にして大使館なり本国の役所に送ってください。私が手数料も翻訳料も支払いますから！」

消耗するやり取りの結果、以下のような「念書」に相続人全員の実印を押して一件落着となった。腹立たしい文面だが、これ以上長引かせても不愉快なだけだからと子供たちとも話してハンコをついた。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

下記貯金名義人（夫の名）が、〇年〇月〇日に死亡しましたので、相続手続きの請求を行います。もしこれにより後日〇〇銀行または郵便局に損害を与えた場合は、直ちに弁償します。また本件に関し将来、何らかの紛議が生じた場合には、私どもにおいて責任をもって解決し、貴行または郵便局にはいっさい迷惑をかけません。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

やっと判ったのは、万が一夫に隠し子がいて相続権を訴えてきた場合に、私たちが全責任をもって解決する、金融機関には一切迷惑をかけないという約束を求められていたということ。彼らがなぜそれを心配するのか、仮に隠し子がいて遺産を請求しても相手は私たち家族のはず、銀行が訴えられた事例があるのかしら。他の金融機関からも文面はややソフトながら内容は同じ「申立書」なるものを要求された。

生前に「遺言書」を書いておくこと

Y.C（会員）

相続手続き10ヶ月を目前にやっと終了

夫が外国人だからという手続きの一つに大使館と本国に提出する死亡届があり、そのために外務省が発行するアポスティーユというのがある。これは外務省で死亡届記載事項証明書が事実であるという公印をもらい、法定翻訳家（大使館にリストがある）に翻訳を依頼し、この翻訳を翻訳家が夫の本国の裁判所に送付、公印をもらったものを送り返してくれるので、これを大使館に提出する。本国への提出期限はないそうで、私たちが持参しても郵送でもよいとのこと。持参したいけどこのコロナ禍でいつになったら行けるものやら…。

ちなみに10ヵ月以内の相続手続きは、相続税がかからない金額（基礎控除の3,000万円プラス相続人一人につき600万円×人数）を超えた場合だそう。幸いだったのは、夫が両親から相続したものは生前にすべて現金化しこちらの口座に送っていたことだ。外国にある財産を日本の遺族が相続するには、その国の法律に基づく手続きが必要となり、言語なども含め手続きにまたまた相当な時間とエネルギーを要すると思われる。

ほとんど問題のない我が家の手続きは10ヶ月を目前にやっと終了した。

相続で一番手数がかからないのは、外国人配偶者も日本人配偶者も生前に「遺言書」を書いておくことだと改めて思った次第である。

国際夫婦の行末は？

K. M. T（会員）

1952年生まれ。千葉県在住。気楽な主婦で趣味多数を楽しんでいます。

国際夫婦は老後をどこでどのように過ごすのでしょう。

お互い出身国の違う国際夫婦が退職後、どこに住むと決めようと、まだ健康で自力で旅行ができる間はさほどの問題ではなく思えます。自力で移動が難しくなった時にどこに「終の住処」を決めるかということが問題だと思います。

私達は退職後、日本に住み続けていますが、ここに来て「この国からもう出られない、他の国に住む子や孫に自由に会えない」という現実―コロナのことだけではなくて―に愕然としました。物理的距離、異なる国家にまたがる国際家族ならではの問題、ではないでしょうか。

夫はインド人で87歳です。WHO、国連開発機構などを経て、1976年に東京の国連大学に赴任し1996年に退職しました。私たちは1978年に結婚しました。

夫曰く、「私が国連大学を退職した時、これ以後どこに住むのかを考えました。インドに帰るか日本に住み続けるかです。1970年以降、国連関係の仕事で海外在住でしたのでインドには、家族親戚以外親しい知り合いがあまりいませんでした。日本には20年の間に友達も沢山できました。仕事関係の人脈もでき、すぐに仕事のオファーもあり、永住権も取れました。

もう一つの要素は、日本の生活に馴染み、物事が全て整然と機能し、清潔で安全である日本に住むのが最良と感じました」

体調の変化が顕著になり始め「要支援1」に

このような理由で日本に住むことに決めました。しばらくの間は、大学で教えたり、NPOの活動に関わる一方、趣味の演歌、詩吟、民謡などを楽しみ、毎年インドや4人の娘たちのいるアメリカを訪れたりして、順調に歳を重ねていました。しかし、次第に夫の体に不調が現れ始めました。

国際夫婦の行末は？

K. M. T（会員）

喘息は若い時に発症しましたが、今は良い薬で発作は起こさずに済んでいます。その他前立腺肥大症、白内障の手術、皮膚の痒み、脊柱管狭窄症からくる坐骨神経痛、食道潰瘍での入院、両膝の変形性関節症などに悩まされ始めました。病院への定期的な受診と、投薬で病状の管理はできていますが、坐骨神経痛と膝の痛みは、たやすくコントロールできない問題でした。

膝の軟骨がなくなり変形する膝関節症は、次第に座っていても痛むようになりました。膝を人工関節に置換する治療がありますが、サードオピニオンでやっとうけあってくれるお医者に出会い手術を決意しました。脊柱管狭窄症を抱えている人は多いようです。若いうちは体調によって痛みが治ったり、また手術による治療という選択肢もあります。でも夫に関しては、高齢ということなのか、そう言うケースだったのか、手術を勧めるお医者さんはいませんでした。５人目で出会った医師が良い薬を処方してくださり、症状はだいぶ落ち着いていますが、これから先も対症療法でずっと痛みと付き合っていかなければならないでしょう。夫は歩行機を使って10分程度なら歩け、「要支援１」の認定を受けています。

飛行機に乗れたとしても問題は到着してから

自力で10分程度しか歩くことができないということは、以前のように自由に旅行や行きたいところに行けないということです。都内で会議があっても自力で地下鉄に乗って参加できないのです。観光旅行に関しては、バスや、飛行機で目的地まで行くことはできても、そこで歩いて見て回ることはできません。車椅子の使えるところへしか行けません。

また、別の理由で家族訪問のためインドやアメリカにも、もう行かないほうが良いという結論になりました。航空会社が車椅子を用意してくれますし、ビジネスクラスで横になっていけば良いと考えるでしょう。でも問題は到着してからなのです。

国際夫婦の行末は？

K. M. T（会員）

お金と体力をかけてアメリカやインドに行くのならば、２週間、またはある程度の期間は滞在したいものです。それには、ちなみに今処方されている19種類の薬を期間分準備しなければなりません。その他処方薬とは別に、痰が絡めば、咳止めシロップ、痒みが辛い時はスキンローション、坐骨神経痛の痛みが辛い時は痛み止めの外用薬などを所望するので、私は、調達のためにドラッグストアに通います。

これと同じことを勝手知らぬUSAでもするなら、娘や連れ合いの手を煩わせなければなりません。滞在期間によっては５つの病院への定期的な受診も、延期しなければなりません。坐骨神経痛に関しては、症状によって随時神経ブロックの注射、電気療法、マッサージなどの処置もしてもらいますが、インドはまだしもアメリカでは医療費が高いのでそれなりの覚悟が必要です。

日本が終の住処に―オンラインでつながる家族との絆。

いずれにしても高齢になるといつ何が起きるか予測不可能です。突然の感染症や事故が起きるリスクは若い時に比べて格段に高くなります。事実前回L.Aに滞在中に転倒して頭を打ち救急車で運ばれ、頭のCTを撮ったりしました。幸い頭部打撲で済みましたが、保険がカバーした分を差し引いても高額な自費負担がありました。3人の娘たちとその連れ合いを巻き込むご迷惑な事件でした。以上全てのことに鑑み、夫曰く「もうアメリカにもインドにも行くのは無理。娘たちが会いにきてくれるのを待つのが無難」という結論になりました。日本を出ることがもはやできないのです。文字通り日本が、「終の住処」となりました。

でもまだ寝たきりや、認知症になっていないだけでも良いと考えています。そうなったらもう私の手には負えないでしょうから介護施設などを考慮しなければならないでしょう。今のところ、夫は特に落ち込む様子もなく、詩吟や民謡を楽しみ、オンライン会議やウェビナーに参加したりしています。

家族との定期的なZOOMミーティングは大きな慰めです。

片足半分の移住

匿名（旧会員）

予期せぬ入院に気づかされた現実

一人住まいを引き払おうと本気で考えたのは、予期せぬ入院がきっかけだった。体力がなくなっていく中で、人は病気よりも、飢えや渇きで死ぬのだと実感した。入院するにも保証人が必要だとはこの時に知った。保証人は患者の治療費から身元引き受けまで、要は病院に迷惑をかけないことを求められる。こんな重荷を家族以外の誰が負うだろう。洗濯物や着替えの世話を頼めるのも家族しかいない。

退院後の静養も兼ねて海外の娘宅を訪ねた。そこで本格的に私の移住話が出た。親が入院してもすぐには駆けつけられない状況に直面して、娘が近くに来るようにと切り出したのだ。私自身独り身では病気もできないと不安になっていた矢先だった。とはいえ簡単に決められる話ではない。とりあえず勧められるままに、ビザなし滞在の期限を過ぎても滞在できるビザだけ取った。それから間もなくこのビザが効力を発揮しようとは思いもせず、病気でもして三ヶ月では帰れなくなった場合に備えるぐらいの軽い気持ちだった。三ヶ月以上の滞在など当時は考えられなかったから。

コロナ禍制限下での渡航決行—物理的そして精神的な不安にさいなまされ

翌年ビザなし渡航ができなくなった。コロナの初発はその年の暮れだったらしいが、騒ぎ出したのは年が明けてからだった。そしてあっという間に蔓延、海外との往来が制限されるようになった。そんな時にビザの更新通知が娘の所に来た。日本の領事館では更新できず、更新しなければコロナ禍での再取得は難しい。だが更新期限前ならビザは有効だ。かくして制限下での渡航決行となった。

片足半分の移住

匿名（旧会員）

行ってしまえばどうということはなかったが、これまでとの勝手の違いに、国を跨ぐ厳しさを肌で感じた。その間に関西で起こった医療崩壊は、今や日本中に広がって、往来は益々難しくなっている。かといって今まで暮らしてきた住まいの処分は簡単ではないばかりか、健康保険や年金など事務的な煩雑さもある。国内なら住民票を移すだけですむことでも、海外となるとこれらをどうするのかが問題になってくる。

こうした物理的な障害に加えて精神的な側面も大きい。若い頃ならいざ知らず、老いてから新しい環境に順応するのは難しい。まず言葉の壁が立ちはだかる。他にも言葉の不自由な外国人妻の少なくないこの地域では、彼女達のための語学教室がある。他のサポートも担う多文化センターという組織もある。それでも異国での生活は一筋縄ではいかない。

生活習慣が違えばわからないことだらけで、それを尋ねるにも言葉は不可欠だ。ビザの取得から始まった一連の手続きは、私一人では勿論できず、付き添いが欠かせない。時には代行もして貰った。今まで何もかも一人でやってきた身としては、こうした立場は不本意で歯痒い。急に子どもに返ったような心細さに押し潰されそうになることもある。庇護者がいなければ成り立たない生活には不安が付き纏う。自力で生活できた日々に戻りたくもなる。日本では急場に誰にも頼れなかったことを忘れて。

独立独歩、自力で地域に馴染むための言葉の重要性

食べ物の違いも日本恋しさを募らせる。直接的な交友関係が絶たれるのも辛い。メールなどでの連絡は可能でも距離は縮まらない。コロナのせいで、日本でもオンラインでの対面が多くなってはいても、手を伸ばせば届く距離と海を隔てるのとは決定的に違う。かといって新しい環境での人間関係作りは難しい。

ブラジル移民を描いたドラマを見たことがある。移民後七年経ってもポルトガル語を知らないという一家に、他の日本人が驚く場面があったが、私も驚いた。それでも暮らせたことに。日本人コミュニティの中だけなら現地の言葉を覚えなくても暮らせるのだと知った。

けれどここではそれは不可能だ。娘はいても普段の生活は独立独歩、自分に必要な物は自分で調達しなければならない。無理な場合は娘に頼むにしても、現役世代の忙しい時間を割かせるのは気が引けるし、自力でできることはしなければいつまでも地域に馴染めない。そのためには言葉が必要で、それを不要にするコミュニティはここには存在しない。日本人妻と外国人夫の間に日本語は介在しなかった。数が増えた妻達の日本語サークルができても、家族の会話は最初からここの言葉だ。

片足半分の移住

匿名（旧会員）

日本と海外の往復を続ける選択が無くなったとき。

　ここで子育てを終え骨を埋めるつもりの人でも、日本に足場を残しているという話も聞いた。コロナで帰れないままの住まいは知り合いに頼んで時々風を入れて貰っているそうで、留守宅の維持には管理を頼める人が必要だと改めて認識した。
　事実、コロナを避けるべく図らずも長逗留して帰った時には、玄関ドアはこびりついてなかなか開かず水洗トイレは干上がっていた。やはり家にはお守りが必要なのだ。主不在の家はその間に不都合が生じる。定期的に帰る手間や金銭を惜しむなら手放すしかないが、手放して足場を失うわけにもいかない。
　事務的な問題も絡んでくる。年金の種類にもよるのだろうが、私が聞いたところでは海外には送れないとか。それなら受け取り口座を残しておかなければならないが、銀行口座を持つには日本の現住所が必要だ。つまり日本に住まいを残しておかなければならないことになる。
　国内移住ならハードルは低い。今の住まいを処分して他の土地に移っても、物理的な問題はない。迷いなくとはいかないまでも娘の近くに完全に居を移すだろう。それが海外となると居住地を完全には移せず、行ったり来たりを続けるしかないのだろうか。それができなくなった時に初めて両足とも異国の地面につけられるのか。

若年性アルツハイマー病
（別名LONG GOODBYE）の母から学んだこと。

メリー・香織・村尾（非会員）東京在住

家族がお互いの事をよく知る、その情報が備えに。

老後とは何歳の事をいうのだろうか？
父は日本人、母はアメリカ人、三姉妹の長女として私は日本で生まれ育ちました。母は異国の地で、苦労しながら子育てしたのだから絶対に幸せな老後が過ごせるはずだ、と私は信じていました。しかし、若年性のアルツハイマー病と62歳の時に診断されました。振り返ると症状が出始めたのは52歳ぐらいのとき、幸せな老後とはほど遠い苦難の道が待っていました。

アルツハイマー病は発症する20～30年ほど前から脳の中で病状が進行します。発症する前に備えが必要です。でも備えって何をすればいいのでしょう。私の経験から、普段からのコミュニケーションにより、家族がお互いの事を良く知る。その情報が必ずケアする家族を助けてくれます。

ライフイベントや既往歴などの年表を作成

具体的には身体的な特徴を知ることもその一つです。認知症の受診以外でも体調を崩せば病院にかかる時に問診票を書く必要があります。自身で書けないようなら付き添いの家族が書くことになります。自分の事でも、どうだったかな？　と思う事があるのに家族の問診票を書くには本人からいろいろ情報を聞いていないと書けません。私のように、子供が親の通院に付き添って問診票を書くときは、自分たちが生まれる前の親の情報を親本人又は祖父母から病歴を聞いておかないと書けません。

若年性アルツハイマー病
（別名LONG GOODBYE）の母から学んだこと。

メリー・香織・村尾（非会員）東京在住

私の母は手術歴や病歴、お薬のアレルギーなどたくさんあり、いつも私に話してくれていたので、新しく病院にかかる時は本人に代わって詳しく説明できます。私は、母の生まれてからのライフイベントや病気した時にどんな治療をしたかなどが分かるように年表を作成しました。情報が整理されるとケアする上でとても役に立ちます。親が認知症になって、子供の生れてからの病歴を忘れてしまう前に、両親から自分の幼少期の病歴を聞けることができるうちに、家族の年表を作って情報を共有することをおすすめします。

専門家のケアプラス家族からの情報がよいケアに

アメリカ人でまだ若い母。同じ年齢の方はいない上、母の親世代の方々と一緒の介護サービスを受けるしかないなど、ここには書ききれない苦労がありました。これは若年性認知症の方の共通の悩みです。

レクリエーションや流れる演歌や童謡になじみが無く楽しめない。母がデイサービスでお風呂に入れない時期が続いた時、最初は言語の問題かと思いましたが、原因は生まれ育ったアメリカでは他人と一緒に大浴場で入浴する経験が無かったためでした。またスタッフにかこまれて服を脱ぐようにと言われることに不安を感じたからでした。

別のデイサービスのお風呂は家のお風呂のような作りだったので入浴を拒否することもなくなっていきました。日本人の耳垢はパサパサと乾燥していますが、母の耳垢は粘質で毎日ケアしないと耳の穴が垢で埋まってしまうこともありました。

母は、小柄ですが日本人の同じような体型の人よりしっかりヒップがあります。入院した時や介護施設ではいつも小さいサイズのオムツをはかせられて窮屈そうです。私の経験上、その人に合った適切なケアとは、専門職のケアの技術だけでは成り立ちません。ケアが必要になる前から本人の状況を良く知る家族から提供される情報が合わさって、初めて良いケアができるものだと思います。外国人ならなおさらです。

若年性アルツハイマー病
（別名LONG GOODBYE）の母から学んだこと。

メリー・香織・村尾（非会員）東京在住

お金の管理が出来なくなった時を想定しておくこと

身体状況以外にも大事なことはお金の問題です。どれぐらいケアにお金が使えるのか、資産の状況をなるべく早く整理してケアに専念したいものです。母は父との共有名義でアメリカに口座を持っていますが、2年前に急に父が亡くなり、今は口座に入っているお金にアクセスができません。私たち子供は日本生まれの日本育ち、海外での生活の経験もありません。日本の銀行口座は通帳を見たら口座の情報がすぐにわかりますが、母の持っている銀行の資料をみてもよくわかりません。

アルツハイマー病は別名LONG GOODBYEと言われ、発症から亡くなるまでが他の病気に比べて長くなる場合もあります。本人のケアのために本人のお金にアクセスできない状況が長く続く可能性も出てきます。このような状況を回避するには、元気なうちに、または症状が出たらなるべく早い段階でお金を住んでいる国に移す事を検討したり、自身が口座をもつ銀行に自分がお金の管理が出来なくなった時を想定していろいろ確認したりして、その情報を家族と共有しておくといいかもしれません。

同じ境遇の仲間とつながることの大切さ

発症後とにかく毎日想定外の事がたくさん起こりました。私たち家族は受診後、長い間介護保険を利用するだけで、母をどうケアしていいかわからず最悪の状況が続きました。そんな私たち家族の視野を広げてくれ、よりよく生きるためのヒントをたくさん得た場所は認知症カフェ、認知症サポートセンター、家族の会など、同じ境遇の方々のお話を聞いたり、自身の悩みを相談したりできたところです。

同じ境遇の仲間と話すことほど活力を得られるものはありません。すぐには出会えなくても同じ境遇の仲間は必ず見つかります。あきらめないでいろんな方と繋がって下さい。

若年性アルツハイマー病
（別名LONG GOODBYE）の母から学んだこと。

メリー香織村尾（めりー・かおり・むらお）　プロフィール
1978年、奈良県天理市生まれ。母親はアメリカ人、父親は日本人。三女の長女として育つ。趣味は料理と掃除。母親が52歳のときに認知症の症状が出はじめ、以来、母親のケアが生活の中心になっていく。日々、「母親がなにをしたら楽しいかを考えて、楽しそうなことを手あたり次第にやってみよう」と、英語で介護ができるコミュニティづくりに奮闘中。英語で楽しむカフェ「ホームパーティー」を開始。
認知症フォーラムドットコムで動画3本掲載中。
スーザンのままで ～結婚・来日・認知症を生きる～ | 認知症フォーラムドットコム | 認知症に関わる全ての方に「本人の心の声」を届けていきます。（ninchisho-forum.com）

今回の特集を受けて、A弁護士からアドバイスとご感想をいただきました。

皆さんの寄稿文に寄せて～相続を中心に～

自身は法定相続でいいと思っていたが・・・

人が生活していく以上、結婚、親との死別、育児、パートナーの他界といった、人生にとって大きな経験をする。日本人同士であれば、あるいは、日本で生まれ育った者同士であれば、日本で財産を築き、そして家族に引き継ぐといった場面において、（人間関係などの背景事情によって困難さがある場合があっても）一般的には、慣れ親しんだ日本法（民法）及び慣例に従って何とか始末ができる場合が少なくない。

近頃は、弁護士執筆の「遺言書ガイドブック」がたくさん書店に並び、ウェブサイトにも同じような情報提供ブログなどが並んでいるが、私自身は、父と母ときょうだいに囲まれて育ったので、親には「どうせ大した財産もないだろうし、法定相続でいいから、遺言書なんていらない。変に遺言を作成されても、揉めてしまうと困る」と、平然と助言してきた。とはいえ、自分に子どもがないので、自分が死んだあとはどうなるのか、そろそろ遺言書でも準備しておこうか、などとも考え始めてもいる。

各家庭に様々なパターンがあり対処法も違う。

もっとも、弁護士活動においては、様々な相続の紛争に出会ってきた。「遺言書無効」と争われた事案、「親を介護した私こそがたくさん相続したい」と主張する／された事案、借地を共同相続した人が老朽化した借地上建物（アパート）の解体や店子立退要求を承継した事案など、様々なパターンがある。

直近では在日外国人の相続手続において、相続人のひとりが音信不通で連絡が取れずに手続が進められないといった事案も経験した。そうした立場からしても、今回の皆さんの寄稿文はとても考えさせられるものだった。結婚、子育て、介護、住居、相続、まさに人生の重要局面についての様々な体験談から、それぞれの家族の歴史、奮闘を垣間見させていただいた。

国際家族の場合、適用される法律そして文化背景の違いが。

皆さんの寄稿文でも明らかであったように、国際家族も、家庭を持ち、年老い、家族に財産を残すといったエピソードを経験する。しかし、日本法の規律が適用されなかったり、日本にいないために、手続上、特別の対応を要する事態に直面する。国籍の違いは、適用される法の違いのみならず、その文化背景の違いが大きくかかわっている。

たとえば、日本は、戸籍制度（世界で戸籍制度をいまだに維持している国は日本と台湾ぐらいと言われる）を中核として、地縁血縁や届出という形式要件を重んじる制度によって運用される。内縁関係の配偶者に対しては法的安定性のある権利を保障しておらず、たとえば相続権は否定され、2020年４月より民法改正で施行された配偶者居住権も否定される（そのため、内縁の配偶者に財産を遺したい場合には遺言書を要する）。重篤な病で倒れた場合に、内縁の配偶者が医療同意等の手続関与をなしうるかは、医療機関独自の判断に委ねられ、法的には保障されない。

逆に、真に信頼関係があるかどうかを問わず、法律上の親族でありさえすれば、親族としての相続権、同意権その他の法的権限を行使しうる。実質よりも形式を重んじる『THE日本式』といった不合理な制度であるが、反面、戸籍を調査しさえすれば足りるという点では非常に簡明とも評価できる。

「相続は、被相続人の本国法による」日本に対しアメリカでは州法による

たとえば、アメリカは多民族国家で二重国籍所持者も少なくない。その違いが相続手続にも色濃く反映されてくる。

一般に、「相続は、被相続人の本国法による」（法の適用に関する通則法36条）とされ、たとえば、世界中どの国で生活していても、日本人が他界した時は日本民法によって相続が行われる。

これに対して、アメリカでは、中村さんが経験されたように、不動産の相続方法は、アメリカの国際私法（Restatement of Conflict of Laws）249条により不動産所在地国の法律によることになる（領土保護の観点が反映されていると思われる）。出身者が、たとえばニューヨーク州ならばニューヨーク州法に従い、そして、「その国の法に従えば日本法によるべきときは、日本法による」（通則法41条）ことにより、日本に所在する不動産は、日本民法によって相続が行われることになる。

日本民法では、子供がいない場合には、配偶者と本人の親やきょうだいが法定相続人となるので、中村さんの事案のように、日本在住の配偶者とアメリカ在住のきょうだいが法定相続人になることも想定されるが、日本にある不動産を、日本人配偶者とアメリカにいるきょうだいと共同相続することは極めて不合理といえる。

参考に、日本国籍を有する者がアメリカで不動産を取得する際には、その後の相続を見据えて慎重に検討するべきである（たとえば、ハワイに別荘を持つなど）。

アメリカでは、遺言なき不動産相続では、プロベイト（PROBATE）と呼ばれる手続を要し、相続手続に時間や費用（高額）が必要となるのが一般で、残された家族にとっては相当な負担となる。

このように、法の適用が異なるため、相続人の範囲や相続割合について、自国の法を十分に調査しなければならず、本人にとっても国際家族にとっても、大きな負担を要する。また、裁判手続では、必ず相手方への「送達」が問題となるが、普段連絡をとりあっていない親族（特に国外在住）との連絡手段が見つからない場合が少なくなく（日本は戸籍制度を根拠に、何とか住所を調査することができる）、裁判手続の進行もは難航するかもしれない。

紛争を予め回避するためにも、公正証書遺言作成が有益

そうしたリスクを考えると、やはり重要なのは「遺言書」の作成である。

遺言の成立及び効力は、その成立の当時における遺言者の本国法による（通則法37条）ので、本国法を調査する必要はあるが、遺言の方式には「遺言の方式の準拠法に関する法律」という特別法が適用され、遺言時の住居地における方式で遺言ができる場合が少なくない。自国に不動産や預金を保有している場合には、事前に財産調査を行い、どのような相続を希望するかを予め整理しておくとよいだろう。

そして、日本で遺言書を作成する場合は、公証役場で作成する公正証明書遺言と自書による自筆証書遺言とがあるが、お勧めは公正証書遺言である。自筆証書遺言の場合は、基本的に全文を自書しなければならず、日付、署名、押印などの法定要件を備えていなければ無効となってしまうからである。

もちろん日本で暮らす外国籍の人も公正証書遺言を作成できる（ただし、上記のとおり、適用される自国の法律を調査しておく必要がある）。公正証書遺言は、公証人（たいてい、裁判官や検察官をリタイアした人）が、法的判断も踏まえて認証する手続であり、その有効性は一般的に高い。日本で公正証書遺言を作成されるのは年間約10万件程度、相続事案件数に比較してきわめて少ないが、作成費用も大きな負担でないことが多く、紛争を予め回避するためにも、公正証書遺言作成を検討しておくことは有益である。

◆

皆さんの様々なエピソードを拝見して、いろんな人生ドラマを想像しました。国際家族が安心して暮らせる社会といえるには、法的困難や不備がまだまだありますが、そうはいっても、事前準備によって紛争予防ができる可能性もあるので、準備をご検討していただけたら幸いです。

Culture Crossing

おすすめの本や映画など感動を共有するコーナー。
みなさまからのご紹介をぜひお寄せください。
お待ちしています。

まんが「アフリカ少年が日本で育った結果」
まんが「アフリカ少年が日本で育った結果ファミリー編」
星野ルネ著　毎日新聞出版

私がご紹介したいのは、星野ルネさんが書かれた上記の2冊です。星野ルネさんは、1984年にカメルーンで生まれました。カメルーンで動物の研究をしていた日本人のお父さんとカメルーン人のお母さんが結婚し、4歳の時に日本に来たそうです。日本では兵庫県姫路市で育ちました。この2冊は4歳で異文化の中に放り込まれたルネ少年がどうやって日本で日本語を獲得し、友達を作り、学校生活を送り、大人になっていったかを漫画で表現した涙と笑いの物語です。アフリカ系の人がほとんどいない地方都市で、奮闘したルネさんとお母さん、それを支えたお父さん、周りの友人たちが出てきます。

ルネさんが見た文化や考え方の違い、肌の色、差別の問題も出てきますが、ルネさんが書く漫画は眼差しがとても温かく、おもしろく、色々な人がいる社会はなんて、楽しいのだろうと思えてきます。大人はもちろん、漫画ですので、海外で育っている子供さんたちにもお薦めです。　　（T・K）

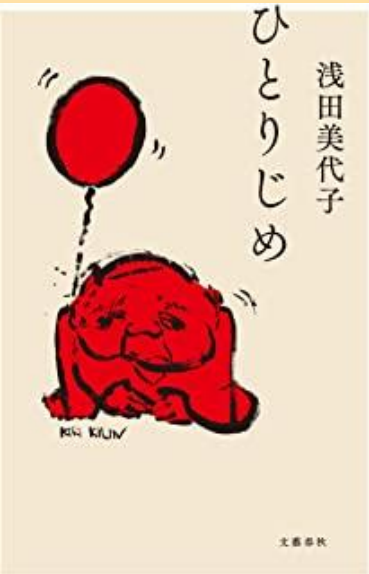

「ひとりじめ」
浅田美代子著
文藝春秋

「ひとりじめ」浅田美代子著を読んで

美代ちゃんは、私の子供の頃のアイドルだった。初めて自分の部屋に張ったポスターが美代ちゃんだった。自分とは全く違うタイプの女の子だったのに、どうしてそんなに好きだったのか？そのアイドルが50年経ってどんな人生を送ってきたのか、この本を読んでみたいと思った。

「友達」とは？

多分私には友達はいると思う。そして友達に支えられて助けられてきたと思う。

「終活」とは？

樹木希林さんは、自分の命の限界を自覚していて、最後まで映画撮影をしていたのは知っていた。若いころの型破りな感じから年を重ねて言葉にカリスマ的な力強さが加わっているのも、良い生き方だなと

思っていた。自分の死を娘や孫に見せることが彼らの生きることの自覚になると言っていたことも、自分の命も、ものの命も使い切ると言って、その達観した生き方が実にカッコ良いなと改めて感動した。

アイドルの美代ちゃんが、自分で綴っているようにお父さんとの確執やお母さんとの死別、離婚を経験しながらも希林さんというかけがえのない友人を得て、今日まで凛として生きてきたことが分かって嬉しかった。

私もこれからの人生をどう生きていくのか、考えてみる機会になった。この本を読んだ後に、美代ちゃんという、もう一人の長年の友人が隣にいるような温かい錯覚を覚えた。人は一人で生きるのだけど、友人は幸せな人生に絶対欠かせない。ですよね？　（H・C）

時間どろぼうとぬすまれた時間を人間にとりかえしてくれた女の子のふしぎな物語

コロナ禍の影響でおうち時間が増え、TwitterなどのSNSを見たりするとますますストレスもたまり、出口の見えない中、すごい児童文学書に再会してしまった。小学校高学年の推薦図書だ。

モモという正体不明の少女が主人公。出会う人々との友情の築き方は、ただただその人の話を聴くこと、そしてそばに寄り添い、楽しむこと。懐疑的だった街の人々はモモにトラブルの相談にいくようになる。そこに「時間貯蓄銀行」から灰色の男立たちがやってきて、善良な街の人たちをそそのかし、心の余裕や他人を思いやる時間を奪い、お金のために生きるあくせく働く生活に導いていくのだった。

ドイツ出身のミヒャエル・エンデ（1929～1995）はドイツ児童文学作家の第一人者。シュタイナー、荘子といった思想・哲学の影響を受けているといわれ、日本文化へのあこがれも強かったそうだ。

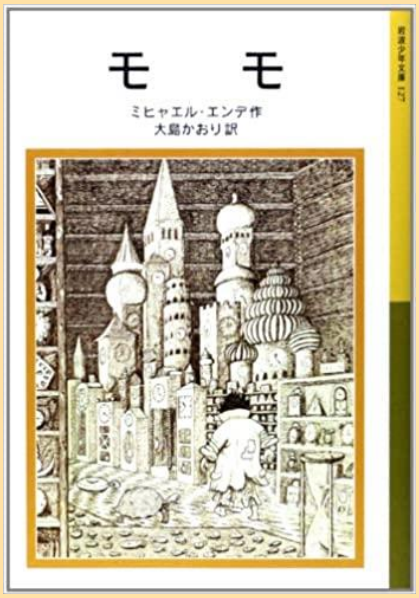

「モモ」
ミヒャエル・エンデ著
大島かおり（翻訳）
岩波少年文庫

モモの中にも禅の思想を反映している部分もあると解説にある。そしてなんと、エンデの「はてしない物語」の日本語版の翻訳をした佐藤真理子さんと結婚、日本で生活をしていたそうだ。

空を見上げ、風を感じ、自然に感謝する。そして痛みを感じている人のことを思いやる。当たり前のことがどんなに大事だったのかを私はモモから教えてもらった。そしてモモの友だち亀のカシオペイアがわたしたちの前に表れてほしいと願っている。　（S・C）

「タネは誰のもの」
原村政樹（監督・撮影・編集）
ドキュメンタリー映画『タネは誰のもの』公式サイト (kiroku-bito.com)
※オンラインで視聴可能です。

ドキュメンタリー映画「タネは誰のもの」を観て。

先日、知人が自主上映をした「タネは誰のもの？」をご紹介します。「種子法」や「種苗法」という言葉を耳にするようになったのは、2018年種子法が廃止される前後だったと思います。農家や農家の権利を守ろうとする人たちの声が上がり始めたからです。

このドキュメンタリー映画は、種子法廃止後、種苗法改正の成立前に撮影されたもので、現場の賛否の声を取材したものです。

種子法とは米、麦、大豆などの日本の食を支える主要農作物の優良な種子を、国の補助によって安定的に農家に供給できる仕組みを保ち、種子を公共財として守っていくことを目的とした行政に対する法律です。その法律がほとんど議論されることなく廃止され、３年後の2021年、追い打ちを掛けるようにして種苗法が改正されました。

種苗法とは、野菜、きのこ、花などすべての農作物の種や苗に関する、農家や種苗育成者等に対しての法律です。新しく開発された品種を登録して「登録品種」とすることで、開発した人の知的所有権を守るためのものです。しかし今回の改正で主な問題とされるのは、農家の自家採取を規制し、育成者権を強化する点です。

これまで農家たちは、自分たちで育てた農作物から種を採取して次世代へとつなげていました。しかしそれが禁止され、種を毎年新たに購入しなければ罰せられる可能性があるのです。政府や多くのメディアはこの可能性を否定しているものの、農家とその現場を守ろうとしている人達が感じているのは、この動きの裏にあるものの存在です。

この映画を観て、私は、まるで自分達自身の子どもを産むことが許されず、第三者から提供を受けた子どもを育てなければいけないと言われているような違和感を抱きました。

他の国ではどのようになっているのでしょうか。遺伝子組み換えやゲノム編集なども含め、自分達の食を守るために何ができるのだろうと考えさせられる映画でした。 （M・Y）

◎　国際家族の子どもたち

8月1日（日）21：00～　オンライン　　参加者16名

国際家族の経験を経てきたものの、ミックスレースではない私たちは、必ずしも子どもたちの思いを十分に理解できていません。
国際家族の子どもたちの生の声を聞く機会は貴重であり、必要であると考えます。

このような思いから今回のイベント「国際家族の子どもたち」を企画し、ミックスレースとして活躍されている会員のお子さんからお送り頂いたビデオをご覧頂きました。そして、会員の大庭パスカルさんと協力会員サンドラ・ヘフェリンさんが作成されたYouTube番組「パスカルとサンドラのニッポン外国あれこれ」もシェアさせて頂きました。

これは、ハーフタレントとして活躍しているぶらっくさむらいさんを交えて、ミックスレースとしての悩みについて語っているビデオでした。その後、ご参加下さった皆様と、国際家族の子どもたちについてディスカッションも致しました。

◎　国際家族の子どもたち　フォローアップイベント

8月25日（水）10：00～　　（北米会員向け）
8月29日（日）21：00～　　（欧州会員向け）

このイベントのために、湯浅はなさん、ケン(ケリング)さん、麗(ナラン)さんの3名が、動画を作ってくださいました。生まれ育った環境は異なりますが、やはりミックスレースであることによって、苦心されたり、辛い思いをされて成長して来られた反面、二つの文化、社会や言語を身につけて来られたことが、現在のご自分に生かされていると、３人とも前向きな姿勢でお話しされていました。

◎　コロナ禍の井戸端会議

9月21日（火）10：00～11：30　オンライン（北米会員向け）参加者10名
9月22日（水）21：00～　　オンライン　（欧州会員向け）参加者 6名

コロナ禍により、会員の方達の生活環境がどう変わったのか、そして、国際家族故に遠くにいる親族や友人との関係に影響が出ていますが、それにどう対処しているのか等について話し合いました。北米、欧州在住の会員も参加し易いように二日間のイベントを企画しました。会員限定の企画でした。

｜編集後記｜

ここ、イギリスでのことですが、知り合いの若いカップルが、初めて家を買った時に、家購入の手続きをしてくれた弁護士に、遺言を用意するように助言されたと聞きました。

日本では、遺言というと、縁起でもないとか、最後の最後まで待ってからのようですが、遺言は年齢に関係なく、家族のために、早い機会に用意すべきでないかと思います。

今回の特集に寄稿くださった方々ありがとうございました。そしてA弁護士のアドバイスはたいへん貴重です。心から感謝申し上げます。

ハワード　弘子

次回予告｜会報誌第6号　（2022年01月31日発行予定）

特集：●『国際家族にとっての環境問題』

この10月、ノーベル物理学賞に日本出身の真鍋淑郎氏が選ばれました。60年代に真鍋氏が世界で初めて二酸化炭素と地表温度の上昇との関係を数値モデルで表し、気候変動を示唆したとのこと。

それから50年以上経った今、世界各地で気候変動による災害が相次いでおり、その危機的状況が叫ばれています。

次世代に安心して手渡せる環境を残すために、世界の国々ではどのような対応がなされているのでしょう。みなさまのお住まいの国や地域のこと、個人的な活動や工夫、ご意見などをお寄せください。

ご連絡は会報係　jaif.edit@gmail.com　へお願いいたします。
締め切りは2021年12月初めごろです。